

C 点数パターン：昼休みに週1回衛生士同行（1月あたりの延べ患者数：1名×4週＝4名）

医療保険	歯科訪問診療料 診療時間20分以上 訪問診療 1,036点 1日あたり1人を診療×4週 ∴4人	4人×1,036点	4,144
医療保険	歯科訪問診療補助加算（衛生士が同行） 1回あたり90点	4人×90点	360
医療保険	歯科訪問診療移行加算 1日につき100点 (外来を継続的に受診していたものに対して歯科訪問診療1を算定した場合に加算)	4日×100点	400
介護保険	歯科医師による居宅療養管理指導 月2回まで（1単位10円） 単一建物1人のみに行う場合 503単位	4人×503単位	2,012
介護保険	歯科衛生士による居宅療養管理指導 月4回まで同一建物1人のみに行う場合 355単位 単一建物の複数に行う場合（2～9人）323単位（10人以上）295単位	4人×355単位	1,420

医療保険 4,904 点
介護保険 3,432 単位

D 点数パターン：平日休診週1回衛生士同行（1月あたりの延べ患者数：8名×4週＝32名）

医療保険	歯科訪問診療料 1 診療時間 20分以上 訪問診療 1,036点 1日あたり8人を診療×4週 ∴月32人	32人×1,036点	33,152
医療保険	歯科訪問診療補助加算（衛生士が同行） 1回あたり 90点	32日×90点	2,880
医療保険	歯科訪問診療移行加算 1日につき100点 （外来を継続的に受診していたものに対して歯科訪問診療 1 を算定した場合に加算）	32回×100点	3,200
医療保険	在宅歯科医療推進加算（歯科訪問診療 1 + 100点） （その診療所で実施される直近 3ヶ月の歯科訪問診療の実績が月平均延べ患者数が 5人以上でそのうち 6割以上が歯科訪問診療 1 を算定していること。）	32回×100点	3,200
介護保険	歯科医師による居宅療養管理指導 月 2回まで（1単位 10円） 単一建物 1人のみに行う場合 503単位	32人×503単位	16,096
介護保険	歯科衛生士による居宅療養管理指導 月 4回まで同一建物 1人のみに行う場合 355単位 単一建物の複数に行う場合（2～9人）323単位（10人以上）295単位	32人×355単位	11,360

医療保険 42,432 点
介護保険 27,456 単位